平成２４年（フ）第３６２号
北海道旭川市秋月２条２丁目１番５号
債務者　岩谷由起子
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月６日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３９５号
北海道旭川市神楽岡11条５丁目２番16号
債務者　海川　千年
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月６日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４１７号
北海道旭川市緑町17丁目3017番地の16
債務者　森山　千聡
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月６日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４１９号
北海道旭川市東８条１丁目３番21号　イーストハイツ205号室、住民票上の住所北海道旭川市１条通１丁目４番地
債務者　谷　　順也
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月６日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１１７６号
東京都日野市百草999番地百草団地134―107
債務者　奥村　　誠
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１２４７号
東京都あきる野市原小宮２丁目５番地22
債務者　塩月　大輔
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月17日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１０２９号
東京都町田市旭町１丁目19番19号和宏ビル302
債務者　福田　一広
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１０３０号
東京都町田市旭町１丁目19番19号和宏ビル302
債務者　福田ゆかり
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第５１５号
岡山県赤磐市山陽３丁目２番22号
債務者　宮武　尚生
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月30日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５２２号
岡山県備前市日生町日生1254番地１
債務者　松下　マリア　ロルデス　ボリリアこと　ＭＡＴＳＵＳＨＩＴＡ　ＭＡ　ＬＯＵＲＤＥＳ　ＢＯＲＩＬＬＡ
1　決定年月日時　平成24年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月30日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５４９号
岡山市北区南方２丁目９番７号
債務者　植木　順一
1　決定年月日時　平成24年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月１日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８３８号
東京都八王子市千人町３丁目18番20号アミール八王子205号
債務者　石原　正彦
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月23日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１２０２号
東京都福生市大字福生2349番地レジデンス富士105号室
債務者　北上　大輔
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月24日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第５９１号
静岡市葵区郷島1064番地の65
債務者　池添　康雄
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月25日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４８号
熊本県天草市本町本8283番地
債務者　山下　光由
1　決定年月日時　平成24年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月24日午前11時
熊本地方裁判所天草支部

平成２４年（フ）第１０７８号
東京都町田市木曽西２―６―19サウスガーデンＡ―１、住民票上の住所東京都町田市森野６丁目85番地23
債務者　原崎　素広
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月25日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部